

# 第168回 市町村職員を対象とするセミナー

分科会1

## 「中核機関の立ち上げの実践報告」

和歌山県 串本町役場 福祉課

串本町地域包括支援センター センター長 澤井 由紀

社会福祉士 濱 麻衣子



まぐトル

# 串本町の概要 ① 本州最南端の町

【面積】 約135 km<sup>2</sup>

【人口】 14,507人

【65歳以上人口】 6,871人 【高齢化率】 47.4%

【高齢単独世帯数】 2,651世帯

【生活保護受給世帯数】 246世帯

みなさんの市町村と比較していかがでしょうか？

データ提供元：令和5年4月30日現在 住民基本台帳・和歌山県



# 串本町の概要 ②

【療育手帳所持者数】 203人

【精神保健福祉手帳所持者数】 239人

【日常生活自立支援事業利用者数】 28人

【障害者相談支援事業所】 2 箇所

【社会福祉協議会】 串本町社会福祉協議会、古座事業所

みなさんの市町村と比較していかがでしょうか？

データ提供元：令和5年4月30日現在 障害者福祉管理システム、  
和歌山県精神保健福祉センター、串本町社会福祉協議会、和歌山県



# 串本町の成年後見制度利用者数・ ニーズ推計（令和4年）

- 成年後見制度利用者数 40 人
- ニーズ推計 963 人
- **利用率 4.2 %**

データ提供元：和歌山県



成年後見制度利用促進  
ポータルサイトのマス  
コット「後犬ちゃん」

# 串本町の町長申立て件数

- 令和2年度 4名（高齢4名）
- 令和3年度 2名（高齢1名、障がい1名）
- 令和4年度 2名（高齢1名、障がい1名）
- 令和5年度 2名（高齢1名、障がい1名）  
※ 現在、手続き中

# 串本町役場福祉課

- 介護保険・老人福祉グループ（6名）
- 障害福祉グループ（5名）
- 地域包括支援センター（7名 + プランナー 4名）
- 保健センター
- 子育て世代包括支援センター
- 和深総合センター



# 中核機関

(権利擁護サポートセンター「こうけんくしもと」)

• 運 営：串本町地域包括支援センター ※ 現在、福祉課

• 人 員：5名（兼務）

※ 現在、3名

内訳：社会福祉士 1名（専任）

社会福祉士 1名（地域包括支援センター）

一般事務職 1名（障害福祉グループ）



• サポートすること：相談、普及啓発、  
手続支援、後見人支援

# 中核機関等設置までの流れ ①

【令和3年】

5月 ・ 市町村セミナー 受講  
「成年後見制度利用促進における体制整備の実践  
～中核機関の整備パターンと具体的実践報告を通じて～」

7月 ・ 成年後見制度利用促進に向けた体制整備研修会 受講  
(和歌山県主催)



地域連携ネットワーク等、理解するのに、時間がかかりましたが、県等から頂く資料を読むことで、完璧ではないですが、少しずつ理解が深まっていきました。

# 中核機関等設置までの流れ ②

10月・協議（包括、障害福祉グループ）3回  
内容：単独設置、直営、要綱案確認等

- 要綱案（串本町権利擁護支援体制整備事業実施要綱）作成

参考：和歌山県美浜町さん

内容：消費者被害、虐待防止ネットワークを含む。

※ 消費者安全確保地域協議会は、兼ねていません。

- 条例一部改正案（串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例）作成

協議会委員報酬：会長 6,000円/日、委員 5,800円/日

# 中核機関等設置までの流れ ③

- 11月
- ・ 成年後見制度利用促進圏域及び人口同規模自治体による意見交換会 参加
  - ※ 条例一部改正案及び要綱案、例規審議会にて審査

- 12月
- ・ 補正予算（協議会委員報酬）
  - ※ 条例一部改正案を町議会可決、要綱制定

## 【令和4年】

- 1月
- ・ 電話番号追加設定工事 見積もり
  - ・ 成年後見制度利用促進体制整備研修 受講  
(基礎研修：23時間)

# 中核機関等設置までの流れ ④

2月 • 成年後見制度利用促進体制整備研修 受講  
(応用研修：20時間)

- 協議 (包括、障害福祉グループ)  
内容：中核機関の名称、委員依頼の分担、協議会の日程等
- 協議会委員 (14名) ・オブザーバー依頼



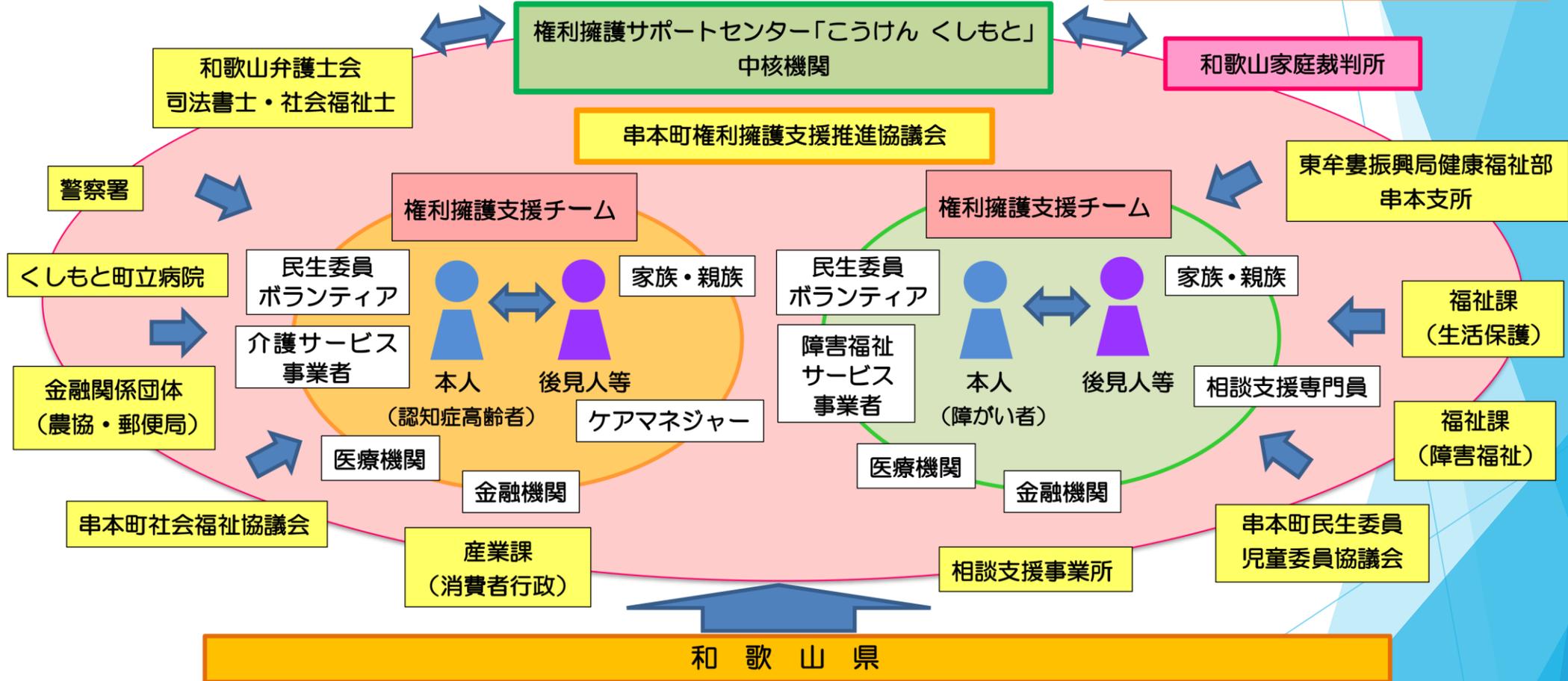
権利擁護支援に関する相談窓口の整備を図り、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組み

### 【地域連携ネットワークの役割】

- ① 権利擁護支援が必要な人の早期発見及び支援
- ② 早期の段階からの相談及び対応体制の整備
- ③ 意思決定支援及び身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

### 【地域連携ネットワークと中核機関の機能】

- ・ 広報に関すること
- ・ 相談に関すること
- ・ 成年後見制度利用促進に関すること
- ・ 後見人の支援に関すること



### 【中核機関】とは

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関

### 【協議会】とは

専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体

### 【権利擁護支援チーム】とは

ご本人に身近な親族、後見人等、福祉・医療・地域の関係者が協力して日常的にご本人を見守る仕組み

## 串本町権利擁護支援体制整備事業実施要綱

## (目的)

第1条 この告示は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うため、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づき、串本町権利擁護支援体制整備事業(以下「事業」という。)を実施し、成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援体制(以下「権利擁護支援体制」という。)の整備を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、串本町とする。ただし、町長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

## (対象者)

第3条 この事業の対象者は、串本町に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

## (事業内容)

第4条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 権利擁護支援に関する相談窓口の整備を図り、権利擁護支援が必要な者を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組み(以下「地域連携ネットワーク」という。)の構築
- (2) 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関(以下「中核機関」という。)の運営
- (3) 地域連携ネットワークの円滑な運営に向けて、保健、福祉、医療、司法等を含めた関係者及び関係機関(以下「関係機関」という。)の協力及び連携強化を協議する串本町権利擁護支援推進協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営
- (4) その他権利擁護支援体制の構築に関し、町長が必要と認めること。

## (地域連携ネットワークの役割)

第5条 地域連携ネットワークの役割は、次のとおりとする。

- (1) 権利擁護支援が必要な者の早期発見及び支援
- (2) 早期の段階からの相談及び対応体制の整備
- (3) 意思決定支援及び身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## (中核機関の運営及び役割)

第6条 中核機関は、串本町地域包括支援センターが運営し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域の権利擁護支援及び成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理及びコーディネート等の実施に関すること。
- (2) 協議会の運営及び事務に関すること。

(3) 次に掲げる項目に係る検討及び専門的判断に関すること。

- ア 権利擁護支援の方針
- イ 対象者にふさわしい成年後見制度の利用促進
- ウ モニタリング及びバックアップ

(4) その他町長が必要と認めること。

(地域連携ネットワーク及び中核機関の機能)

第7条 地域連携ネットワーク及び中核機関は、次に掲げる機能について段階的及び計画的に整備するものとする。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 成年後見制度利用促進に関すること。
- (4) 後見人の支援に関すること。

## (協議会の役割)

第8条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- (1) チーム(対象者の親族、関係者、後見人等が日常的に対象者の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みをいう。)に対し、関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化し、自発的に協力する体制の整備を進めること。
- (2) 困難事例に対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制の整備並びに地域課題の検討、調整及び解決に関すること。
- (3) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に係る家庭裁判所との情報交換及び調整
- (4) 消費者被害に関すること。
- (5) 虐待防止ネットワークに関すること。
- (6) その他協議会の運営に必要なこと。

## (協議会の組織)

第9条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱し、前条に規定する役割に応じて最適な人員を招集するものとする。

- (1) 法曹関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 民生児童委員
- (6) 社会福祉協議会職員
- (7) 関係行政機関職員
- (8) その他町長が必要と認める者

## (協議会委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。

2 委員の欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長の職務)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

- 3 会長は、会務を総理し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。  
(協議会の会議)

第 12 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議の運営については、会長が会議に諮って定める。  
(協議会委員の報酬)

第 13 条 委員に支給する報酬は、串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例(平成 17 年串本町条例第 34 号)の定めるところによる。  
(協議会の意見の聴取)

第 14 条 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。  
(秘密の保持)

第 15 条 事業に関係する者は、正当な理由なくその事業で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(会議の招集の特例)
- 2 最初に行われる会議は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

## 串本町権利擁護支援体制整備事業について

### 【目的】

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うため、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて実施し、成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援体制の整備を図る。

### 【内容】

- (1) 権利擁護支援に関する相談窓口の整備を図り、権利擁護支援が必要な者を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みの構築
- (2) 地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の運営
- (3) 地域連携ネットワークの円滑な運営に向けて、保健、福祉、医療、司法等を含めた関係機関の協力及び連携強化を協議する串本町権利擁護支援推進協議会の設置及び運営

### 【協議会の役割】

- (1) 権利擁護支援チームに対し、関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化し、自発的に協力する体制の整備を進めること。
- (2) 困難事例に対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制の整備並びに地域課題の検討、調整及び解決に関すること。
- (3) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に係る家庭裁判所との情報交換及び調整
- (4) 消費者被害に関すること。
- (5) 虐待防止ネットワークに関すること。

# 中核機関等設置までの流れ ⑤

- 3月
- 電話番号追加設定工事
  - 協議会委員委嘱依頼文・協議会開催案内文 送付  
(日程は、事前調整)



- 中核機関の名称決定
- 中核機関のチラシ作成 (町広報4月号記事も兼ねる)
- プレスリリース (協議会開催・中核機関設置)

権利擁護サポートセンター「こうけんくしもと」

こんな心配は、ありませんか？

**自分のこれからが心配**  
介護サービスを利用したいけれど、認知症があって自分で契約できない…。



**離れて暮らす親が心配**  
お金の管理はできているのかな…。信頼できるところに頼めないかな？



**障がいのある子どもが心配**  
私がいなくなった後、子どもの将来が心配…。成年後見制度ってどういうものなの？



**虐待されていないか心配**  
介護が必要なのに、サービスを利用させてもらえていないみたい…。

**権利擁護とは？**  
認知症、知的・精神障がいなどを持つ方の権利を守り、安心して自分らしく暮らせるように支えることです。

成年後見制度・虐待・消費者被害など、お気軽にご相談ください！

ご相談・お問い合わせはこちら♪

権利擁護サポートセンター「こうけんくしもと」

☎ 0735 - 67 - 7180 FAX 0735 - 67 - 7028

串本町サング台690番地5 串本町役場 福祉課内  
平日 8:30~17:15 土・日・祝日は休み



成年後見制度利用促進ポータルサイトのマスコット「後犬ちゃん」



「こうけんくしもと」がサポートします！



**相談**  
判断能力に不安があり、生活や財産の管理に困りの方やそのご家族などの相談窓口です。成年後見制度の必要性や、ご本人が一番よい支援を一緒に考えます。必要に応じて関係機関と共にサポートします。

**普及啓発**  
「こうけんくしもと」の役割や成年後見制度を知っていただき、早期に適切な支援につながるよう説明会などを行います。

**手続支援**  
成年後見制度の手続に必要な書類の説明や、書き方、内容の確認などをサポートします。

**後見人支援**  
後見人などになった親族の方などの相談に応じ、安心して活動できるようにサポートします。

**成年後見制度とは？**  
認知症、知的・精神障がいなどにより、ひとりで決めることに不安がある方が財産の管理や契約などをするときにお手伝いする制度です。



どんなことをしてくれるの？



- お金の出し入れや税金などの支払のお手伝い
- 福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い
- 定期的な訪問 など

**今、支援が必要な方は… 法定後見制度**  
判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人などを選任する制度です。  
※ 申立てから審判までは1~3ヶ月程度が見込まれます。

**将来、支援が必要な方は… 任意後見制度**  
将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と公証役場で契約する制度です。

新宮公証役場  
新宮市緑ヶ丘二丁目1番31号  
カマツカビル3階  
☎ 0735 - 21 - 2344

# 中核機関等設置までの流れ ⑥

- 3月17日
- 協議会（串本町権利擁護支援推進協議会）開催  
内容：会長・副会長の選任、  
成年後見制度の説明（家庭裁判所）、  
串本町権利擁護支援体制整備事業の説明、  
情報交換等



- 中核機関（権利擁護サポートセンター「こうけんくしもと」）  
設置

# 第1回協議会の様子



# 中核機関の窓口



(熊野新聞提供)

令和3年度は、予算を取らず、簡易な看板を製作しました。



令和4年度は、総務課で看板を製作してもらいました。

# 協議会委員と依頼先

①

選出…選出書を送付し、団体等からの選出を依頼。

委員	依頼先	選任区分
弁護士	和歌山弁護士会 ※ 【選出】	(法)
司法書士	個人（専門職後見人） ※	(法)
独立型社会福祉士	個人（専門職後見人） ※	(福)
基幹相談支援センター管理者	管理者	(福)
農業協同組合支所長 2名	支所長	(金)
郵便局長（令和4年度～）	局長	(金)
民生委員児童委員協議会会長	会長	(民)

※ 弁護士・司法書士・社会福祉士への依頼は、三士会に相談しましょう。

(法)…法曹関係者

(福)…福祉団体関係者

(金)…金融機関関係者

(民)…民生児童委員

# 協議会委員と依頼先

②

選出…選出書を送付し、団体等からの選出を依頼。

委員	依頼先	選任区分
福祉サービス利用援助事業専門員	町社会福祉協議会	(社)
警察署生活安全刑事課職員	警察署	【選出】(関)
振興局地域福祉課職員	東牟婁振興局串本支所	【選出】(関)
病院社会福祉士	町立病院	(関)
消費者行政担当	産業課	(関)
生活保護担当	福祉課	(関)
障害福祉担当	福祉課	(関)

(社)…社会福祉協議会職員 (関)…関係行政機関職員

オブザーバーの依頼先：和歌山家庭裁判所（事務局総務課）【選出】

# 令和4年度協議会の内容 ①

【令和4年10月】

成年後見制度利用促進に係るアドバイザー派遣制度（和歌山県）を利用

- 講義「成年後見制度利用促進基本計画について」  
（弁護士会）

「成年後見制度利用促進に向けた取組みについて」  
（和歌山県白浜町さん）

# 令和4年度協議会の内容 ②

【令和5年3月】

- 会長の選任
- 串本町の現状及び令和4年度実績報告
- 事例検討
- 虐待の疑いがある者が後見等開始の申立てをする場合の  
家庭裁判所との連携
- 令和5年度支援調整会議及び受任調整会議

# 令和5年度協議会の内容

【令和5年6月】

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割について
- 事例検討
- 要綱の一部改正について

※ 次回は、令和5年12月頃を予定

## 市町村計画の策定

- 未策定
- 令和6年度からの地域福祉計画と一体的に策定予定

# 令和3年度 協議会・中核機関の予算（参考）

- 報酬：権利擁護支援推進協議会委員報酬

# 令和4年度 協議会・中核機関の予算（参考）

- 報酬：権利擁護支援推進協議会委員報酬
- 需用費：消耗品費（啓発物品）  
印刷製本費（ポスター・チラシ）

# 令和5年度 協議会・中核機関の予算（参考）

会計：一般会計

款：民生費

項：社会福祉費

目：社会福祉総務費

事業：権利擁護支援体制整備事業

- ・報酬：権利擁護支援推進協議会委員報酬
- ・報償費：専門職謝金（支援調整会議等の三十分）  
講師謝金（成年後見制度研修会）等

対象が、高齢者・障がい者等であるため、予算を取る際は  
ご注意ください。

財源：中核機関コーディネート機能強化事業

# 反省点

- もっと、早い時期に取り組み始めればよかったです。
- 特に、要綱等は、作成から公布まで時間がかかります。郵便局にも委員の依頼をしましたが、兼務手続きに3か月かかるため、次年度の委嘱となりました。



- 委員の依頼及び協議会の日程調整は、早めに行けるとよいと思います。

# メリット（権利擁護支援が必要な人にとって）

- 成年後見制度の窓口がわかりやすくなったことにより、**支援を必要とする人や関係機関がアクセスしやすい。**
- 専門職や関係機関との連携がしやすくなったことにより、**より充実した支援ができる。**



- 後見人支援（権利擁護支援チーム会議の開催等）をすることにより、**後見人の負担軽減と情報共有がスムーズになる。**

すべては、**より良い支援**につながります。

# メリット（町にとって）

- 社会資源が少ないからこそ、ネットワークを構築することにより、**関係機関が、より緊密に連携し、効率の良い支援を提供していくことにつながる。**
- 適切な時期に、適切なかたちでの申立てや支援につながるよう体制整備に取り組むことで、**将来、権利擁護支援のニーズが過度に集中することを避けることにつながる。**



すべては、**より良い支援につながります。**

# 今後の課題

- 担い手の確保・育成（市民後見人・法人後見実施団体）
- 地域連携ネットワークにおける中核機関のコーディネート機能の強化（多様な主体に、権利擁護支援の考え方を広め、行政中心ではなく、共に協力体制をとる地域連携ネットワークの構築）



# ポイント

- まずは、中核機関の方向性等について考え、勇気を出して、グループや課を越えて、話し合ってみましょう。
- どうしたらよいかわからない場合等、県や他の自治体に相談してみましょう。



- 成年後見等のニーズは、見えにくいことがありますが、権利擁護支援体制の整備は、必ず、支援が必要な人の助けになるということを意識し、共に取り組んでいきましょう。